情報提供

那医発第481号
令和8年10月19日

施設長　各位

那覇市医師会
会　　長　玉井　修
副 会 長　宮城 政剛

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「令和8年台風第18号に伴う災害に係る災害救助法の適用について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊／電話 098－868－7579）

記

沖医発第1072号
令和　8年10月　8日

地区医師会担当理事　殿

沖縄県医師会
副会長　平安　明

令和8年台風第18号に伴う災害に係る災害救助法の適用について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、令和8年台風第18号に伴う災害に係る災害救助法の適用についての通知となっております。

令和8年台風第18号に伴う災害につきましては、令和8年10月8日付け沖医発第1071号「令和8年台風第18号に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書の提示等について」により、ご連絡申し上げたところです。

本件につきましては、令和8年8月25日に災害救助法が適用され、令和8年9月30日に公示されておりますが、適用日から公示日まで1か月経過していることから、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び診療報酬等明細書情報の第三者への提供の取扱いは行われないこととなり、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供があった場合は、柔軟に対応される旨、国民健康保険中央会および医療情報基盤・診療報酬審査支払機構から事務連絡が発出されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 令和8年台風第18号に伴う災害に係る災害救助法の適用について
（令和8年10月2日（日医発第1329号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第1329号（保険）
令和８年10月２日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
江　澤　和　彦
（公印省略）

令和８年台風第18号に伴う災害に係る災害救助法の適用について

令和８年台風第18号に伴う災害につきましては、令和８年10月１日付け日医発第1295号（保険）「令和８年台風第18号に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書の提示等について」により、ご連絡申し上げたところです。

本件につきましては、令和８年８月25日に災害救助法が適用され、令和８年９月30日に公示されておりますが、適用日から公示日まで１か月経過していることから、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び診療報酬等明細書情報の第三者への提供の取扱いは行われないこととなり、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供の依頼があった場合は、柔軟に対応される旨、国民健康保険中央会および医療情報基盤・診療報酬審査支払機構から事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

＜添付資料＞
・令和８年台風第18号に伴う災害に係る災害救助法の適用について
（令8.10.1　事務連絡　国民健康保険中央会）
・令和８年台風第18号に伴う災害に係る災害救助法の適用について
（令8.10.1　事務連絡（重要性分類Ⅲ）　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構）

事　務　連　絡
令和８年 10 月１日

日本医師会　御中

国民健康保険中央会

令和８年台風第 18 号に伴う災害に係る災害救助法の適用について

平素は、国民健康保険の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「令和８年台風第 18 号に伴う災害に係る災害救助法の適用について」につきましては、令和８年８月 25 日に災害救助法が適用され、令和８年９月 30 日に公示されております。

しかしながら、適用日から公示日まで１週間以上経過していることより、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び診療報酬等明細書情報の第三者への提供の取扱いは行わないこととといたしますが、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供の依頼があった場合は、柔軟に対応させていただきます。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課と協議済みであることを申し添えます。

（当該取扱いに関するお問い合わせ先）
公益社団法人　国民健康保険中央会　医療保険部　北澤、佐藤（成）、村椿
TEL：03-3581-6811　（連絡可能時間：9 時 00 分から 17 時 30 分）

重 要 性 分 類 Ⅲ
事　務　連　絡
令和８年10月１日

日本医師会　御中

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

令和８年台風第18号に伴う災害に係る災害救助法の適用について

平素は、支払基金の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「令和８年台風第18号に伴う災害」につきましては、令和８年８月25日に災害救助法が適用され、令和８年９月30日に公示されております。

しかしながら、適用日から公示日まで１か月経過していることより、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び診療報酬等明細書情報の第三者への提供の取扱いは行わないこととといたしますが、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供の依頼があった場合は、柔軟に対応させていただきます。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることを申し添えます。